

令和元年度事業計画について

(令和元年7月1日から令和2年6月30日まで)

(基本方針)

2020年度を目途にした「中期経営ビジョン」に掲げた2本柱、「復興まちづくりのさらなる市町村支援」並びに「区画整理事業等の推進支援」を継続し、公益財団法人として定款に定める「都市計画に基づく事業の促進と向上発展に努め、良質な市街地の形成を図り、もって公共の福祉に寄与する」ことを目的として、次の事業を実施します。

1 都市計画に関する調査・研究事業

県及び市町村、土地区画整理組合等が行う都市計画に基づく事業を支援するため都市計画に関する調査及び研究、情報提供等を行うとともに、県土復興まちづくりの新たな展開支援のため次の事業を行う。

(1) まちづくり構想の展開と実現に向けた総合支援

市町村のまちづくりを総合的に支援する目的で設置した「まちづくり相談室事業」を拡充し、きめ細やかな対応を行い市町村の都市計画及びまちづくりの推進を図るため、覚書や協定を締結し必要な情報交換、関係機関との協議その他の協力を行うよう努める。また、まちづくりや地域づくりに必要な情報提供の活動を積極的に行う。

(2) 土地区画整理事業研究会等への参加、情報収集

(公社)街づくり区画整理協会一部会(地方協会による組織)、各種セミナーなどを通じて、土地区画整理に関する最新の動向を把握するとともに、各地域の最新情報を収集し、会員への情報提供に努める。

(3) 専門図書の提供・貸出

協会が保有している土地区画整理事業など街づくりに関する専門図書のデータベース化をさらにすすめ、協会ホームページを通して利用者の利便性を高める。

(4) 土地区画整理事業等に関する記事を掲載している月刊誌「区画整理」を購入し、会員市町村等に無償配布する。

(5) 協会だより、ホームページ等により街づくりに関する情報の提供を行う。

「協会だより」を継続発行し、ホームページ・SNSでの発信力を高める。ホームページについては見やすさに重点を置いた改善を行い、土地区画整理事業の仕組みや県内区画整理事業地区の保留地情報だけでなく、復興整備事業や各地のまちづくりに関連した取り組みについても掲載する。

2 土地区画整理事業等に関する業務の受託及び支援事業

土地区画整理の専門的な技術者の不足する市町村や組合等が施行する土地区画整理事業等を円滑に推進するため、土地区画整理事業等に関する諸業務の受託・発注者支援、無償で対応する相談業務、土地区画整理組合への運営資金の無利子貸付や福島県が進める復興公営住宅整備事業の受託などの事業を行う。

(1) 土地区画整理事業の受託支援

市町村並びに土地区画整理組合が実施している土地区画整理事業等を受託し、基礎調査、事業計画、換地計画、出来形確認測量、換地処分、土地区画整理登記といった諸業務にきめ細やかに対応する。

(2) 復興土地区画整理事業の受託・支援

地震・津波によって被災した市街地や、原子力災害より必要となる一体的な都市基盤の再編、再整備を行い、安全でより機能的な市街地の再生を目指す復興土地区画整理事業の総合的業務受託と支援を実施していく。

(3) 相談・調査業務

土地区画整理事業等に関して寄せられる技術的な相談に対して、専門的な知識を有する職員を、県内市町村や土地区画整理組合等に派遣し、技術的な助言を行うとともに、協会顧問弁護士による的確な指導により迅速な解決を図る。また、多様なまちづくりを支援するため協会負担による予備調査を含めたプランニングを行い「都市再生のまちづくり」を支援する。

(4) 土地区画整理組合への無利子貸付

保留地処分の遅れなどにより当面の運営資金が厳しくなっている土地区画整理組合に対し、無利子で貸付を行い支援する。

(5) 地域づくりやまちづくりを進めるNPO団体等に対する活動費支援事業

本年は、地域づくりやまちづくりを進めるNPO団体等に対する支援を行う。昨年同様、上位のまちづくり計画（総合計画・都市マス・立地適正化等）との整合性が図られている「地域づくり」や「まちづくり」と連携（関連）する活動等への支援を積極的に進める。

3 土地区画整理事業の普及・啓発事業

土地区画整理事業の理解を深め事業が円滑に促進されるよう、市町村や土地区画整理組合並びに一般住民に対する普及、啓発を図るため、次の事業を行う。

(1) 区画整理事業貢献者の表彰

土地区画整理事業に著しい貢献のあった市町村職員や土地区画整理組合の職員等について協会理事長賞の表彰を行う。

(2) 写真コンテストの開催

まちづくり参画の第一歩を踏み出すためのきっかけづくりとして、県内の魅力あるまちを伝える写真コンテストを行い、優秀作品を表彰し展示会を開催する。

(3) PR用カレンダー等を作成・配付し、ふくしまのまちづくりの機運を高める。

4 土地区画整理事業に係る技術者の養成事業

市町村が土地区画整理事業を円滑に実施できるよう市町村の担当職員を対象とした研修会を開催するとともに、土地区画整理セミナー等への参加者負担金を助成することにより市町村担当職員を養成するため、次の事業を行う。

(1) 関係市町村の区画整理担当職員を対象とした「研修会」等を開催する。

(2) 土地区画整理事業に関する知識、技術の向上を図るため、公益社団法人街づくり区画整理協会等が主催する土地区画整理セミナーなどへの関係市町村職員の参加に対して経費の助成を行う。